

2022年11月28日

社会福祉法人 同朋福祉会 あそかの園 御中

〒564-0063
大阪府吹田市江坂町2丁目12番17号
三菱電機住環境システムズ株式会社



保証書

この度はお買い上げいただきましてありがとうございました。商品につきましては、厳しい品質管理及び検査を経てお届けしたのですが、正常なご使用方法で万一故障した場合、下記の内容にて無償修理させていただきます。

記

1. 保証対象製品

① 納入現場（名）

社会福祉法人 同朋福祉会 あそかの園

② 対象機種名・台数

形名	数量
MSZ-GV2222-W	16式
MSZ-GV2822-W	2式

③ 保証開始日

2022年12月20日

2. 保証期間

保証開始日より1年間

3. 保証内容

保証期間内に、取扱説明書及びカタログ等の注意書きに従った使用状態で万一故障した場合には無償修理させていただきます。

4. 次のような場合は、保証期間でも有料修理となります。

- ・空調機器の運転が1日13時間を超えるの場合。
- ・修理/修理作業範囲以外の修理・部品修復並びに意匠関連範囲（パネル・飾り枠・グリル）の塗装・メッキ直し・サビ落とし・修理・部品修復・清掃。
- ・熱交換器・フィルター・ドレンパンなどの洗浄。
- ・消耗部品（交換用フィルター・電池など）の調達・交換および調整・修復。
- ・三菱電機空調機器の標準外部品・機器の修理・部品調達・修復。
- ・基礎および架台・電源設備などの、付帯設備の修理・修復。
- ・現地工事区分のドレン配管および冷媒配管・配線・カバー（断熱）などの修復・修理。
- ・天災地変、落雷、火災、爆発等事故、戦争、暴動等破壊行為などに起因して生じた事故の修理。
- ・三菱電機空調機器の対象以外の設備に起因して生じた二次的事故的修理。
- ・取扱不良に起因して生じた故障の修理・修復。
- ・改造または移設、輸送、落下などによる起因して生じた故障の修理・修復。
- ・保全提案（フィルター・ドレン詰まりなどの定期的清掃）するも改善不可事項に起因して生じた故障の修復・修復。
- ・修理に伴う建物躯体の修復・修復。
- ・定期点検。
- ・据付工事説明書・取扱説明書・カタログ等の三菱電機が指定する条件外の設置および使用を行った場合。
- ・熱交換器の腐食、ケーシング脱落、部品のサビなどの保守・交換・調整修復。
- ・車両、船舶等に搭載された場合に生ずる故障及び損傷。
- ・室外ユニットの高所設置などにおけるクレーン車使用・足場組立などの本体修理以外に発生する費用。
- ・塩害、ガス害、風水害、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などに起因して生じた事故の修理。
- ・三菱電機空調機器の故障に起因した営業補償などの二次的補償。
- ・本保証書の提示がない場合。
- ・日本国内以外での使用による故障及び損傷。
- ・法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷。

以上

管理No: Y3-M8B6N01

パッケージエアコン 一括保証書

Panasonic

社会福祉法人 同朋福祉会 あそかの園 様

出張修理

本書は試運転お引渡し完了日から本書に明示した期間中故障が発生した場合には、下記の保証対象機器につきまして、本書裏面記載の無料修理規定の内容で無料修理を行うことをお約束するものです。詳細は裏面をご参照ください。

内訳別紙明細「有」

品名	品番	台数
	別紙参照ください	

※本保証書は故障発生時<無料修理規定>に照らして無料と判断される場合に有効です。また対象は弊社納入機器迄とします。

保証期間 (お買い上げ日から)	本体 1年間
--------------------	--------

お引渡し完了日	2022 年 12 月 20 日
---------	------------------

お客様	ご住所	〒759-2302 山口県美祢市於福町下3365-1
	お名前	社会福祉法人 同朋福祉会 あそかの園 様

ご記入いただきました個人情報の利用目的は本書裏面に記載しております。お客様の個人情報に関するお問合せは、お買い上げの販売店にご連絡ください。

〒733-0833 広島市西区高工センター4丁目9-4
パナソニック産機システムズ株式会社
TEL(082) 279-8776

パナソニック株式会社 空調冷熱ソリューションズ事業部

〒525-8520 滋賀県草津市野路東2丁目3番1-1号 TEL(077)563-5211

< 無料修理規定 >

- 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理をさせていただきます。
 - 無料修理をご依頼になる場合には、お買い上げの販売店にお申し付けください。
 - お買い上げの販売店に無料修理をご依頼にならない場合には、修理ご相談窓口にご連絡ください。
 - この商品は出張修理をさせていただきますので、修理に際し本書をご提示ください。
- ご転居の場合の修理ご依頼先等は、お買い上げの販売店または修理ご相談窓口にご相談ください。
- ご贈答品等で本保証書に記入の販売店で無料修理をお受けになれない場合には、修理相談窓口へご連絡ください。
- 保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。
 - 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
 - お買い上げ後の取付場所の移設、輸送、落下などによる故障及び損傷
 - 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変及び公害、塩害、ガス害（硫化ガスなど）、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷
 - 車両、船舶等に搭載された場合に生ずる故障及び損傷
 - 本書のご提示が無い場合
 - 本書にお買い上げ日、お客様名、販売店名の記入のない場合、あるいは字句を書き替えられた場合
 - 離島または離島に準ずる遠隔地へ出張修理を行う場合の出張に要する実費
- 本書は日本国内においてのみ有効です。
- 本書は再発行いたしませんので大切に保管してください。
- 修理ご相談窓口は取扱説明書の保証とアフターサービス欄をご参照ください。
（ご相談窓口一覧表を同梱の場合）
修理ご相談窓口は同梱別紙の一覧表をご参照ください。
- 本保証書の対象機器は、表面記載の < 保証対象機器 > をご参照ください。

修理メモ

- ※ お客様にご記入頂いた個人情報（保証書控）は、保証期間内の無料修理対応及びその後の安全点検活動のために利用させていただく場合がございますのでご了承ください。
- ※ この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によって保証書を発行している者（保証責任者）、及びそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合は、お買い上げの販売店または修理ご相談窓口にお問い合わせください。
- ※ 保証期間経過後の修理や補修用性能部品の保有期間については取扱説明書をご覧ください。
- ※ This warranty is valid only in Japan.

保証書

この度は弊社商品をご購入頂き有難うございました。品質管理は万全を期しておりますが、万一故障や損傷を発見された場合には、下記条件にて無料修理します。

記

1.保証内容

次の条件を全て満たした場合に限り、次項に定める弊社商品に発生した故障や損傷を無料にて修理します。
修理できない場合には当該商品を代替品に取り替えます。

- (1)下記に定める保証対象商品であること。
- (2)下記に定める保証期間内の故障や損傷であること。
(保証期間後の故障や損傷は有料で修理又は代替品に取り替えます)
- (3)保証対象商品を一般環境条件下で取扱説明書等に従って正常な使用方法で使用されたこと。
- (4)本書のご提示があること。

2.保証対象商品

下記の姓名に納入された下記の商品とします。

【納入先姓名】

あそかの園

【住 所】

〒759-2302
山口県美祿市於福町下3365-1

【施工完成日】 (保証開始日)

2022年 12月 20日

3.保証の適用除外 (保証しない事項)

次に示す事項に起因する故障や損傷及び機能上影響のない単なる感覚的評価(真体例:光沢・色彩等)はご容赦下さい。

- ①貴社及び弊社にて承認した以外の仕様、規格、施工方法に起因する故障や損傷
- ②引渡し後に構造・性能・仕様等の改変・改造を行い、これに起因する故障や損傷
- ③貴社から指定された材料・部品に起因する故障や損傷
- ④摩耗、消耗等の材料の自然特性或いは経年変化に起因する故障や損傷
- ⑤弊社商品の納入時に実用化されていた技術では予防することが困難な現象に起因する故障や損傷
- ⑥故障や損傷を発見されたあと速やかに申し出がなされた場合
- ⑦弊社以外の者の故意・過失に起因する故障や損傷
- ⑧地震・火災・洪水等天災地災、異常電圧、指定外の使用電源(電圧・周波数)および不可抗力に起因する故障や損傷

本書は再発行しませんので、紛失されないよう大切に保管して下さい。

4.保管義務

5.保証条件

6.本書は、補助金制度などの申請には使用できません。

【品番】	【品名】	【数量】	【保証期間】
	別紙記載(U91TMD-01)		1年

以上

2022年 12月 12日
パナソニック株式会社 エレクトロニクス社
エレクトロニクス社
エレクトロニクス社本部
山口電材営業所
〒754-0022
山口県山口市小郡花園町7-22



所長 宮武 慎治

社会福祉法人 同朋福祉会 理事長 河内 美舟 殿

防水工事保証書

1. 工 事 物 件 名	: あそかの園 屋上防水張替及び空調機(室内外)取替工事
2. 工 事 物 件 所 在 地	: 山口県美祢市於福町下3365-1
3. 製 品 名	: メルトーチ
4. 防 水 仕 様	: 工法番号 MTA-322
5. 施 工 箇 所	: 屋上
6. 施 工 面 積	: 633.9 m ² (平場 491.9 m ² 、立上り 142.0 m ²)
7. 保 証 起 算 日	: 2023 年 1 月 20 日
8. 保 証 期 間	: 保証起算日より 10 年間

保証内容 当物件の防水工事において、上記保証期間内に漏水事故が発生した場合、下記の責任範囲により、防水層に限り不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の生じていない部分と同程度の性能に修復させます。但し、修復後の箇所の保証期間延長はできません。

- 免責事項
- ① 弊社施工仕様に従って設計施工されたことが証明できない場合。
 - ② 弊社より製品の出荷が確認できない場合。
 - ③ 所有者、居住者、又は第三者の故意・過失による場合。
 - ④ 引渡し後、第三者が改造、修理、移動させた場合。
 - ⑤ 地震、火災、戦争、暴動等の天災・人災による場合。
 - ⑥ 動植物に起因する防水層の損傷、剥れ、変色、汚れ等が発生した場合。
 - ⑦ 外部からの飛来物に起因する防水層の損傷、剥れ、変色、汚れ等が発生した場合。
 - ⑧ 不十分な換気や防湿施工に起因する結露等が発生した場合。
 - ⑨ 地盤、周辺環境、公害等並びに構造物自体又は構造物の環境変動に起因する場合。
 - ⑩ クレーム発生後、速やかに申し出がなされなかった場合。
 - ⑪ 定期的に防水層や保護層表面の清掃を実施していない場合。
 - ⑫ その他、防水施工会社及び材料製造会社の責任に帰することができない場合。

- そ の 他
- ① 露出工法 塗膜工法 所定の防水工法に基づき、2～3年に1回、耐候性保護塗料の塗り替えを推奨します。(塗り替えは有償となります。)
 - ② 保護打設工法 保護断熱工法 所定の防水工法に基づき、所定の保護層(保護層設置に伴う処理)や断熱層(断熱層設置に伴う処理)が施されていることを条件と致します。

元請会社

下関市小月宮の町7番21号
株式会社ダイシン
代表取締役 園村靖之



防水施工会社

【責任範囲：
防水施工に
起因する瑕疵】

山口県宇部市西条2丁目12-103号
株式会社 西部産工
代表取締役 小橋孝慈



材料製造会社

【責任範囲：
防水材の品質
に起因する瑕疵】

東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館

宇部興産建材株式会社

営業本部



No. 0802200978-1

発行日 令和4年12月21日

防水工事保証書

社会福祉法人 同朋福社会 理事長 河内美舟 様

工事名称 あそかの園 屋上防水張替及び空調機(室内外)取替工事

所在地 山口県美祢市於福下3365-1

保証開始日 令和5年 1月 20日

保証内容

施工部位	防水仕様	面積・数量	単位	保証年数
パラペット・トップライト・サッシ下	GO-2TA	76.5	m ²	10年
	— 以下余白 —			

保証期間内、上記防水工事に起因する漏水事故が発生した場合は、施工箇所の補修を行います。但し、次ページに記載する免責事項に該当する場合や維持管理の不備が原因の事故については保証の対象外と致します。

建設会社

下関市小月宮の町7番21号
株式会社 タイシン
代表取締役 園村靖之



防水施工業者 (責任範囲: 防水工事の施工)

山口県宇部市西琴芝1丁目7番22-103号
株式会社 西部産工
代表取締役 小幡 孝慈



材料製造業者 (責任範囲: 標準防水仕様及び防水材料の品質)

広島県広島市中区三川町2-10 愛媛ビル広島9F
田島ルーフィング株式会社 防水営業部 広島営業所
所長 岩永 健一



免責事項

下記に表す項目に起因する事象や、維持管理を怠った事に起因する漏水事故並びに防水機能が保たれているケースは本防水工事保証書の保証対象外となります。尚、本保証書の保証範囲は防水層に発生した不具合の復旧に限定され、記載の無い事項は施主と請負業者との工事請負契約書に依るものとします。

[天災]

- ・地震、台風、落雷、ひょう、その他予見不可能な自然災害

[外力]

- ・構造または設計上に関する欠陥が原因の損傷
- ・防水層の上に重量物等を設置した事による防水層の損傷
- ・事故、火災、その他人為的な破壊行為による防水層の損傷
- ・大気汚染、付着物による汚染、物理的・化学的な外力及びその他不可抗力による損傷
- ・建物内部から起因する防水層の損傷
- ・その他、上記に類するような外的な要因に起因する防水層の損傷

[維持管理の不備・使用上の不注意]

- ・本書記載の維持管理のお願いが遵守されなかった事に起因する防水層の損傷
- ・ドレンの目詰まりによる雨水のオーバーフロー
- ・鋭利な刃物や靴による防水層の損傷
- ・薬品等の付着による防水層の損傷
- ・植物の生育による防水層の損傷
- ・つららの落下、雪下ろし時の防水層の損傷
- ・常時防水層が浸水する事による防水層の損傷
- ・その他、上記に類するような建物、屋上、設備等の維持管理に起因する防水層の損傷

[防水機能が保たれているもの]

- ・防水層に発生したふくれ及びしわ
- ・経年劣化による表面の変退色
- ・防水層の上に発生する水溜り
- ・防水層表面に発生した微細な劣化
- ・その他、直接漏水につながらない不具合

[その他]

- ・本書に防水施工業者の記名・捺印がない場合
- ・保証書の対象防水層を、本保証書の発行者以外の者が補修した場合(増築や保護塗料の塗布を含む)
- ・構造または設計に起因する防水層の不具合
- ・防水層端末部のシーリング材の劣化に起因する不具合
- ・本工事とは別の工事に起因する不具合
- ・防水施工業者の承諾を得ずに、防水層に別の工事が施されたことに起因する不具合
- ・防水施工部位の上に材料製造業者の指定する以外の仕上げ材を設置したことに起因する不具合
- ・現在の科学技術では予期不可能な事象に起因する不具合

維持管理に関して

[各防水工法 共通事項]

防水層の機能を長期間維持するためには使用上の注意を遵守する事が不可欠です。

建物の管理者は次の項目に従って維持管理を行って下さい。

- ドレンや側溝は最低でも1年に1回清掃し、土や落ち葉などのゴミは取り除いて下さい。
 - 防水層の傷や穴を発見し、その異常を請負業者に連絡せず放置した場合は本保証書による保証の対象外となります。
 - 防水層の上で煙草や火気類の使用は控えて下さい。
 - 防水層の上で薬品類や塗料や溶剤をこぼすと変退色を起こす可能性があります。
 - 清掃や雪下ろしをする際に、鋭利な道具を使用しないで下さい。
 - 防水層の上に直接植栽を設置する場合は、必ず耐根処理を行って下さい。
 - トップコートを塗り替える事により防水層の耐久性の向上が期待できるため、トップコートを5年程度で塗り替えを行う事を推奨します。
(有償。シリコン系・フッ素系トップコートを除く。)
- トップコート塗り替えを行う場合は、材料製造業者の指定のものとし、必ず請負業者にご相談下さい。
- 保証対象範囲の防水層の上に新規に何か設置を行う場合は必ず請負業者にご相談下さい。
 - その他各工法のカatalog記載事項を遵守下さい。

不具合の調査に関して

保証期間中に防水層の不具合を調査を依頼され、保証範囲の契約不適合が確認できなかった場合の調査費用は発注者様のご負担とさせていただきます。